

総合福祉センター各種事業

ところ 総合福祉センター(できるだけ公共交通機関でお越しいただきますよう、ご協力をお願いします)

《障害者福祉センター》

事業名	とき・場所など	内容・講師・対象など	定員	受講料など
いきいき手話広場	12月15日(金) 午後1時30分～3時 場所:1階会議室・集会室 受け付け:当日参加できます。	昔話を手話で語ったり、手話で歌ってみましょう。 お話「笠地蔵」歌「童謡メドレー」ほか 対象:手話に興味がある人ならどなたでも	20人	無料

申し込み 12月10日(日)午前9時から来館または電話・FAXで障害者福祉センターへ[総合福祉センター内(午前9時～午後9時)、火曜日・祝日は休館、日曜日は午後5時まで] TEL24-0294、FAX24-3071

(障害福祉課)

平成30年度亀岡市総合福祉センター利用グループ登録の募集について

亀岡市総合福祉センターでは、市民グループの活動を支援するため、利用グループ登録制度を設けています。一定要件を満たしているグループは登録申請をすることができ、審査を経て、利用グループとして登録されれば、総合福祉センターでの活動場所や利用料金について、規程に基づく支援が受けられます。

市民のふれあいの施設として、多くの市民の皆さんに利用していただきますよう、登録の募集を行います。

《登録区分とグループの構成》

登録区分	グループの構成
コミュニティセンター	地域に活動の基盤を置いて地域の福祉、文化、教育、青少年育成、環境保全およびスポーツなどに寄与することをめざして公益的な活動を行っているグループ
障害者福祉センター	障害のある人の社会参加と自立に寄与することをめざして、障害のある人を中心に活動しているグループ
中央老人福祉センター	自らの健康増進と生きがい、仲間づくりをめざして活動する60歳以上の人で構成されたグループ
働く女性の家	自らの個性と能力を発揮し、より豊かな生活をめざして活動する勤労女性または勤労者家庭の女性を中心に構成されたグループ
勤労青少年ホーム	自己実現と仲間づくり、交流をめざして35歳未満の勤労青少年を中心に活動しているグループ

《登録要件》 登録しようとするグループは、次の要件を満たしていることが必要です。

- 上記の「登録区分」に定める者で構成するグループであること。
- 会員はおおむね5人以上で、加入・脱退が自由であること。
- 会員が自主的かつ主体的に運営していること。
- 福祉センターで、定期的な活動を行うこと。
- グループに代表者を置き、代表者は市内に居住または在勤者(働く女性の家と勤労青少年ホームに限る)が当たること。また、代表者は指導者を兼ねないこと。
- 活動の体験や見学の機会を設けるなど、活動への参加を希望する市民を広く受け入れること。
- 政治活動、宗教活動または営利活動をしないこと。
- グループ代表者会議に参加すること。
- 登録グループ発表会など、福祉センターの事業などに積極的に参加すること。
- 活動日および活動場所の調整に協力すること。

申請書類配布 12月1日(金)午前9時から総合福祉センター1階事務室にて配布します。

受付期間 12月10日(日)～25日(月)

※午前9時～午後9時(日曜日と受け付け最終日は午後5時まで、火曜日・祝日は休館)

申請方法 所定の用紙に必要事項を記入の上、総合福祉センター1階事務室に提出してください。

問 (公財)亀岡市福祉事業団 TEL24-0294、FAX24-3071

(地域福祉課)

乳がん・子宮頸がん個別検診は12月22日(金)まで実施しています。ぜひ受診しましょう。

問 市役所1階健康増進課 TEL25-5004